

| 国際予備審査機関 I L | イスラエル特許庁 | 附属書 E I L |
|------------------------------------|---|--------------|
| 予備審査手数料（PCT規則58） ¹ | 新イスラエル・シュケル（ILS） | 1,523 |
| 追加の予備審査手数料（PCT規則68.3） ² | ILS | 1,523 |
| 取扱手数料（PCT規則57.1） ³ | ILS | 745 |
| 国際予備審査報告に列記された文献の写し（PCT規則71.2） | 当該国際予備審査は請求された場合に限り、国際予備審査報告に列記された各非特許文献（NPL）書類の写し1通を無料で出願人及び選択官庁に提供する。複数通の写しの場合、各官庁には無料で、出願人には下記の手数料の支払を条件として提供する。 | |
| 写しの入手方法 | 書類の写しの請求は、ILOのセキュリティ付PCTウェブサイト https://pctonline-sc.justice.gov.il/ 又は電子メール PCToffice@justice.gov.ilに行うことができる。 | |
| 手数料 | 1文献につき | ILS 44 |
| 国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（PCT規則94.2） | 1書類につき | ILS 44 |
| 国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額 | 過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し | |
| 異議申立手数料（PCT規則68.3(e)） | なし | |
| 遅延提出手数料（PCT規則13の3.2） | ILS | 457 |
| 国際予備審査のために受理する言語 | 英語 | |
| 審査しないこととしている対象 | PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、イスラエルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。 | |

[次頁に続く]

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

委任状の提出要件の放棄

| | |
|------------------------------------|--|
| 国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | している ⁴ |
| 別個の委任状が要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時 |
| 国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | している ⁴ |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時 |

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。